

「グループホームみどりの風」

指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護運営規程

(目的)

第1条

グループホームみどりの風（以下「事業所」という）は、介護保険法に基づき実施する指定認知症対応型共同生活介護事業、指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者であって認知症の状態にあるもの（以下「利用者」という。）について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 1 本事業所において提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族との交流等の機会を持つことにより、そのニーズを的確に捉え、個別に認知症対応型共同生活介護計画及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 事業の実施に当たっては、市町村、地域の保険、医療、福祉のサービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称)

第3条

この事業を行なう事業所の名称は「グループホームみどりの風」と称する。

(事業所の設置)

第4条

事業所は「鹿児島県霧島市横川町中ノ5645-1」に設置する。

(実施主体)

第5条

事業の実施主体は、社会福祉法人希望ヶ丘福祉会（以下「事業者」という）。とする。

（従業員の種類、員数及び職務内容）

第6条

- 1 管理者 1名（他事業所あるいは同事業所他職種と兼務可）
 - ① 事業所を代表し、業務の総括の任にあたる。
- 2 介護職員 5名以上
介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介護を行なう。
- 3 介護支援専門員・計画作成担当者 1名
利用者の機能訓練等の目標、具体的サービスの内容等を記載し介護計画を作成する。

（利用定員）

第7条

この事業の利用定員は9名とする。

（事業の提供方法）

第8条

- 1 事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付してわかりやすく説明を行い、同意を得る。
- 2 事業の提供に当たっては、食事、家事等は利用者と介護従事者が共同で行なうように努めるものとする。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるとともに居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 事業の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 5 正当な理由なく事業の提供を拒まない。但し、通常の実施地域などを勘案し利用申込者に対して適切な事業の提供が困難と認めた場合は、他

の指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の紹介など、必要な措置を講じる。

- 6 事業の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定（以下「要介護認定」という。）の有無、要介護認定の有効期間を確認する。
- 7 前項の被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、事業を提供する。
- 8 事業の提供に際し、要介護認定を受けていない利用申込者には、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。
- 9 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の30日前にはなされるよう必要な援助を行う。
- 10 事業の提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき、（介護保険法第41条第6項及び介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないとき）は、当該利用申込者またはその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

（事業の内容等）

第9条

1 介護サービス

- ① 利用者の心身の状況に応じ、また利用者の自立の支援と日常生活の充実が図られるよう適切な技術をもって介護の提供を行う。
- ② 入浴または清拭は1週間に2回とし、入浴が困難な利用者に対しては入浴介助や着脱衣介助等必要なサービスを提供する。
- ③ 利用者の心身の状況に応じ、排泄の自立について必要な援助を行う。
- ④ 利用者の離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。

2 食事サービス

- ① 献立作成に当たっては法人内施設に配置する栄養士の助言及び利用者の意見を取り入れるものとする。また、利用者の心身の状況及び栄養並びに嗜好を考慮し、適時に食事の提供を行うものとする。
- ② 食事の際は、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めるとともに、食事の準備、後始末の介助、食事摂取の介助等行うものとする。

3 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るため、日常生活動作に関する訓練、レクリエーション、行事、体操等の各種サービスを提供する。

4 健康管理

毎日のバイタルチェック等を実施することにより利用者の健康の状態を把握するとともに健康維持のための適切な措置を摂るものとする。なお、健康管理に当たっては法人内に配置する看護師等有資格者の助言を得るものとする。

5 相談、助言に関すること

- ① 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
- ② 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ③ 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。また、実施済みのサービスについて常に管理、評価を行い、介護計画の修正等その改善を図る。
- ④ 常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- ⑤ 利用者に日常生活全般の状況及び趣味、趣向等の希望を踏まえて、目標を設定し、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成する。
- ⑥ 前項の介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- ⑦ 介護計画を作成した際には、利用者またはその家族にその内容を説明する。
- ⑧ 介護計画作成後においても、当該介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該介護計画の変更を行う。なお、前③項の規程は、介護計画の変更について準用する。

(事業の利用料等)

第10条

- 1 本事業所が提供する事業の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。但し、次に

掲げる項目については別に利用料金の支払いを受けることができる。

- ① 食事の提供（おやつ）
- ② 居室の提供
- ③ 管理費（光熱水費）
- ④ 美容代、おむつ代他

事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用実費

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、あわせてその支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。
- 3 事業を提供した際には、事業の提供日及び内容、法定代理受領サービス費の額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載する。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条

この事業の実施地域は、「鹿児島県霧島市」の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第 12 条

従業員等は、事業の実施中に、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、必要に応じて（事業者）に支援を依頼するものとする。

（サービスに当たっての留意事項）

第 13 条

- 1 サービスの提供を受けようとする利用者は、サービスの利用の際に体調の異常や異変があればその旨申し出ること。
- 2 サービスを受けようとする利用者は、機能訓練の器具を取り扱う際は、従業者の指示に従うこと。

（利用者に関する市町村への通知）

第 14 条

利用者が、正当な理由なく事業の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

(勤務体制の確保等)

第 15 条

- 1 事業所は、入居者に対し適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めることとする。
- 2 入居者に対するサービスの提供は、事業所の職員によって行います。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 事業所は、職員の資質向上のための研修の機会を設けるものとする。その際、事業所は全ての職員（看護職員、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護関わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。採用時研修を採用後 12 ヶ月以内に実施する。
- 4 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第 16 条

- 1 従業員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。
- 2 事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努めるとともに、感染症予防に配慮する。
- 3 事業所は、本事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じることとする。
 - (1) 本事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ることとする
 - (2) 本事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための

指針を整備することとする

- (3) 本事業所において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施することとする
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこととする

(秘密保持)

第17条

- 1 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- 2 サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ得ておく。

(居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止)

第18条

居宅介護支援事業所またはその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与することを禁止する。

(苦情処理)

第19条

- 1 提供した事業に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。
- 2 自ら提供した事業に関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
- 3 提供した事業に関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が介護保険法第176条第1項第3号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した事業に関して国保連から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(事故発生時の防止及び発生時の対応)

第 20 条

事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 1 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
- 2 事故が発生時多場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 3 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 5 事業所は、入居者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- 7 事業所は、入居者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 8 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する事業のサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第 22 条

- 1 事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業員は利用者の避難

等適切な措置を講じる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(身体拘束等)

第 23 条

- 1 入所者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(利用者に対する虐待の防止等)

第 24 条

本事業所は、利用者に対する虐待の防止及び利用者の権利の擁護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

- (1) 虐待防止及び権利擁護のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果をサービス従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止及び権利擁護のための指針の整備を行う。
- (3) 虐待防止及び権利擁護のための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条

- 1 事業所の会計は他の会計と区分する。なお、会計の期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 2 事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制等必要な重要事項を見やす

い場所に掲示する。

- 3 この事業を実施するに当たり、常時1名以上の介護職員に従事させるとともに、利用者の負担により、その利用者に対して当事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 4 事業所には、設備、備品、職員及び会計等運営に関する諸記録の整備を行う。また、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(ハラスメント防止)

第26条 事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組む。

- (1) 利用者、または家族が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止し、必要な措置を講ずる。

(入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第27条

事業所は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るために、当該施設における入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催するものとする。

(掲示)

第28条

- 1 事業所は、事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。
- 2 事業所は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

(地域との連携)

第29条

- 1 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ることとする
- 2 事業所は、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する利

用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

附則 この規程は平成 19 年 4 月 25 日から施行する。

平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。